

日付	令和元年11月19日
担当所属	山梨県教育委員会
担当者名	学力向上対策監 初鹿野 仁
連絡先	055-223-1741 (内線 8053)

令和元年度 第2回 山梨県教員育成協議会の開催について

○経緯

- ・平成28年11月28日に「教育公務員特例法」の一部が改正され、平成29年4月1日に施行された。
- ・平成29年3月31日に同法第22条の2に規定する「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を文部科学大臣が定めた。
- ・平成29年5月15日、教特法の規定に基づき、県教育委員会と大学等が連携して教員育成に関する協議を行うため、山梨県教員育成協議会を設置した。
- ・第1回（平成29年7月6日）、第2回（8月8日）、第3回（11月1日）の教員育成協議会の開催を経て、平成29年11月22日に「やまなし教員等育成指標」を策定・公表
- ・平成30年2月7日に、「やまなし教員等育成指標」に基づく「研修計画」を策定・公表
- ・平成30年度は、5月、11月、2月に開催し、「育成指標」の活用、「研修計画」に基づく研修の成果と課題、次年度の研修計画、教員の養成・採用・育成に係る課題等について協議した。
- ・令和元年度は、7月23日（火）に第1回山梨教員育成協議会を開催し、令和元年度の研修計画、教員の養成・採用・育成に係る課題等について協議した。

○令和元年度 第2回山梨県教員育成協議会

- 1 日時：令和元年11月22日（金）午前10時～12時
- 2 場所：県庁防災新館 402会議室
- 3 内容
 - ・「山梨県教育大綱（山梨県教育振興計画）」と「やまなし教員等育成指標」との整合性について
 - ・初任者研修の弾力的実施について
 - ・一般研修の課題について
 - ・その他

○【参考】協議会設置目的

- 教員の主体的な学びを支える様々な取組を進めるための基盤として、山梨県教育委員会と大学等が教員育成ビジョンを共有し、養成や研修等の内容を検討・調整する。
- ・育成指標の策定及び変更に関することを協議する。
 - ・指標に基づく教員の資質能力の向上に関することを協議する。
 - ・教員の養成、採用及び研修に関して必要な事項を協議する。